

## 2019年度 尼崎市立園田東中学校 部活動申し合わせ事項

### 1 活動について

(1) 尼崎市立園田東中学校部活動に係る顧問会規約に則り活動する。

(2) 活動時間や休養日等の設定について

活動時間は、朝練習も含めて、通常の平日は2時間、休業日は3時間程度とする。

(大会等についてはこの限りではない)。

1週間あたりの活動時間は、16時間を超えないようにする。

平日1日、土日のどちらか1日は休養日とする。土日等に大会等に参加した場合は、休養日は別の日に振り替えるものとする。

長期休業中(夏期・冬期)の平日の活動時間は3時間程度とし、土日のどちらか1日は休養日とする。

最終下校時刻(校門を出る時刻)は通年18時30分とする。

朝練習の開始時刻は、7時30分以降とする。ただし、長期休業中はこの限りではない。

学校閉鎖期間の8月11日から17日は、原則、活動休止期間とする。

12月29日から1月3日は、原則、活動休止期間とする。

テスト期間中の活動は(1時間以内)、休業日の振り替え等は、事前に、必要な届出をし、校長の許可を得るとともに、保護者にも理解が得られようにする。

(保護者会で説明する、事前にプリント等を配付する等)

### 2 その他

(1) 活動費は、園田東中学校PTAクラブ振興会費の援助金によるものの他、受益者負担の考えから各部の状況に応じて生徒個人から徴収するが、その金額は各家庭への負担を十分考慮して決定する。また、部費の徴収についても保護者会等で十分に説明し理解を得るとともに、取り扱いに留意する。(領収書をきちんとそろえ会計報告ができるようにする等)

(2) 活動場所の整理整頓はもちろん、その他校内・地域等の清掃活動にも積極的に取り組む。

(3) 「気持ちのいい挨拶、基本的な生活習慣・マナーの向上は部活動部員から」という意識をもって日々の指導・活動にあたる。